

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 78 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

ア 全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1～別表第 4 関係）

イ 医療職給料表（一）を除く全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 2 条の規定による改正後の別表第 1～別表第 3 並びに別表第 4 のイ及びウ関係）

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（第 7 条の 3 関係）

イ 勤勉手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 82.5（特定幹部職員にあっては 100 分の 102.5）に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 及び附則第 12 項関係）

ウ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する地域手当の支給割合を見直すこととした。（第 9 条の 3 関係）

エ 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を改定することとした。（第 10 条の 2 関係）

オ 管理職員特別勤務手当について、管理職手当の支給を受ける職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第 16 条の 3 関係）

カ 勤勉手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 75（特定幹部職員にあっては 100 分の 95）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 75（特定幹部職員にあっては 100 分の 95）に引き下げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 及び附則第 12 項関係）

キ 再任用職員に単身赴任手当を支給することとした。（第 17 条の 6 関係）

ク 50 歳を超える特定職員の給料月額等の減額支給の期間を、平成 29 年 3 月 31 日までの間とすることとした。（附則第 9 項関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

ア 特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を改定することとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 7 条関係）

イ 特定任期付職員に適用する給料表の給料月額（1 号給を除く。）を改定することとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 7 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 8 条関係）

イ 6 月期の支給割合を 100 分の 155 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 155 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定に

よる改正後の第 8 条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

ア 全給料表の全給料月額を改定することとした。(条例第 5 条の規定による改正後の第 5 条関係)

イ 第 1 号任期付研究員に適用する給料表の全給料月額を改定することとした。(条例第 6 条の規定による改正後の第 5 条関係)

(2) 期末手当の改定

ア 12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げることとした。(条例第 5 条の規定による改正後の第 6 条関係)

イ 6 月期の支給割合を 100 分の 155 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 155 に引き下げることとした。(条例第 6 条の規定による改正後の第 6 条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (1)イ及び(2)ウからクまで、2 (1)イ並びに 3 (1)イ及び(2)イは平成 27 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)ア及び(2)ア、2 (1)ア並びに 3 (1)アは平成 26 年 4 月 1 日から、1 (2)イ、2 (2)ア及び 3 (2)アは平成 26 年 12 月 1 日から適用することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

7 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例及び佐賀県職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うこととした。
佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第 79 号)

1 伝染病作業手当の名称を防疫等作業手当に改めることとした。(第 2 条及び第 7 条関係)

2 1 の手当について支給要件等を見直すとともに、手当の額の限度額を改定することとした。(第 7 条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県税条例の一部を改正する条例(条例第 80 号)

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く(重課)する特例措置について、軽減については対象の見直し及び税率の軽減を行い、重課については重課割合が見直されることから所要の改正を行うこととした。(附則第 19 条関係)

2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第 81 号)

1 平成 31 年度を目途として、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第 5 項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第 82 号)

- 1 教員特殊業務手当の額を改定することとした。(第8条関係)
- 2 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。
佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第83号)
 - 1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係
 - (1) 給料表の改定
 - ア 全ての給料表の給料月額を改定することとした。(条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係)
 - イ 全ての給料表の給料月額を改定することとした。(条例第2条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係)
 - (2) 諸手当の改定
 - ア 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の82.5(特定幹部職員にあっては100分の102.5)に引き上げること等とした。(条例第1条の規定による改正後の第21条及び附則第20項関係)
 - イ 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を改定することとした。(第11条の4関係)
 - ウ 管理職員特別勤務手当について、管理職手当の支給を受ける職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。(第18条の2関係)
 - エ 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の75(特定幹部職員にあっては100分の95)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の75(特定幹部職員にあっては100分の95)に引き下げること等とした。(条例第2条の規定による改正後の第21条及び附則第20項関係)
 - オ 再任用職員に単身赴任手当を支給することとした。(第23条の2関係)
 - カ 50歳を超える特定職員の給料月額等の減額支給の期間を、平成29年3月31日までの間とすることとした。(附則第17項関係)
- 2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部改正関係
50歳を超える特定職員のへき地手当等の減額支給の期間を、平成29年3月31日までの間とすることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)イ及び(2)イからカまで並びに2は平成27年4月1日から施行し、1(1)アは平成26年4月1日から、1(2)アは平成26年12月1日から適用することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県ヨットハーバー条例の一部を改正する条例(条例第84号)
 - 1 佐賀県ヨットハーバーの施設を利用するものは、指定管理者に利用料金を納入しなければならないこととした。(第4条関係)
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
 - 3 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県地域医療介護総合確保基金条例(条例第85号)

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する都道府県計画に掲載した同条第2項第2号に掲げる事業（以下「都道府県事業」という。）の実施に必要な経費の財源に充てるため、佐賀県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、都道府県事業の実施に必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、都道府県事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県難病相談・支援センター条例の一部を改正する条例（条例第86号）

- 1 佐賀県難病相談・支援センターの名称を佐賀県難病相談支援センター（以下「センター」という。）に改めることとした。（題名、第1条～第3条及び附則第2項関係）
- 2 センターの設置目的を改めることとした。（第1条関係）
- 3 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（条例第87号）

- 1 この条例は、薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、薬物の濫用を防止するための施策を推進することにより、危険な薬物の濫用から県民の命と安全を守るとともに、県民が平穩に、かつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 県及び県民の責務並びに薬物の濫用の防止に関する基本的な施策について定めることとした。（第3条～第9条関係）
- 3 知事は、知事指定薬物及び知事監視製品を指定することができることとした。（第10条及び第13条関係）
- 4 知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、購入し、譲り受け若しくは使用すること、又は指定薬物若しくは知事指定薬物を製造すること等を知って、場所を提供し、若しくはあっせんすることを禁止することとした。（第12条関係）
- 5 知事監視製品を、業として、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者は、帳簿を備え、知事監視製品の購入、譲受け、販売及び授与に関する事実をこれに記載し、当該購入等を行った日から3年間保存しなければならないこととした。（第16条関係）
- 6 知事監視製品を県の区域内において所持したときは、直ちに、必要事項を記載した誓約書を知事に提出し、その内容を遵守しなければならないこととした。（第17条関係）
- 7 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、立入調査、関係者への質問又は知事指定薬物等の収去をさせることができることとし、公安委員会は、立入調査等を安全に実施するために必要な限度において、警察職員をこれに同行させ、補助させることができる

ることとした。(第18条関係)

8 4から6までに違反する行為をした者に対し、警告を発することができることとした。(第19条関係)

9 8の警告(4及び5に係るものに限る。)に従わない者に対し、当該行為の中止、知事指定薬物又は知事監視製品の回収又は廃棄その他必要な措置を執るべきことを命ずることができることとした。(第20条関係)

10 薬物の危険性に関する事項を調査審議させるため、佐賀県薬物検討審査会を置くこととし、その組織、任命基準、任期等について定めることとした。(第21条関係)

11 この条例の規定による命令に違反した者等を、最高で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。(第23条~第29条関係)

12 その他所要の事項について定めることとした。

13 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4から9まで及び11は、平成27年2月1日から施行することとした。

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例(条例第88号)

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準について、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準及び危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準を定め、食品等事業者はいずれかの基準により衛生管理を行うこととした。(第1条の2、別表第1及び別表第1の2関係)

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。